

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月26日

【会社名】 N K S J ホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 櫻田 謙悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部課長 菅谷 基之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部課長 菅谷 基之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 487,305,000円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
487,500,000円

(注) 1. 本募集は、平成25年7月26日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものである。

2. 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年7月19日の時価を基礎として算出された見込額である。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はない

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	1,950個(注) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数(以下「割当新株予約権数」という。)が減少することがある。
発行価額の総額	487,305,000円(注) (注)平成25年7月19日の時価を基礎として算出された見込額である。
発行価格	発行価格は以下の算式および基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。 $C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$ ここで、 $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ 1株当たりのオプション価格(C) 株価(S):平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段) 行使価格(X):1円 予想残存期間(T):3年 ボラティリティ(σ):3年間(平成22年8月13日から平成25年8月12日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 配当利回り(q):直近年度の1株当たり配当金÷上記で定める株価 標準正規分布の累積分布関数(N(・)) (注)平成25年8月12日に決定する予定である。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年8月5日から平成25年8月12日まで
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	当社人事総務部
払込期日	平成25年8月13日
割当日	平成25年8月13日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行東京中央支店および株式会社三菱東京UFJ銀行東京営業部

(注)1. 本新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年7月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の取締役および執行役員、当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、当社の連結子会社である日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、当社の連結子会社であるNKSJひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、当社の連結子会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役ならびに当社の子会社である株式会社プライムアシスタンスの取締役に対して割り当てられる。

4. 割当対象者の人数および割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数および割当新株予約権数は以下のとおりである。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役および執行役員	9名	165個
株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員	60名	769個
日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員	60名	722個
N K S Jひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員	13名	249個
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役	1名	25個
株式会社プライムアシスタンスの取締役	2名	20個
合計	145名	1,950個

(注) 1. 本新株予約権の割当ての対象となる者には、当社、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の3社を兼務する者(5名)ならびに3社のうち2社を兼務する者(56名)が含まれている。兼務者はそれぞれの会社の取締役または執行役員として本新株予約権の割当ての対象となるため、割当ての対象となる者の実人数は79名である。

2. 当社の取締役に対しては、平成23年6月27日開催の当社第1回定時株主総会で、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は625個を上限とする旨が定められている。なお、当社取締役に対する本新株予約権の割当数(上限の発行数)は162個である。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (新株予約権の名称：N K S Jホールディングス株式会社第26回新株予約権) 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	195,000株 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、欄外（注）1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	487,500,000円（注） （注）平成25年7月19日の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に各新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額とする。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年8月13日から平成50年8月12日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 当社人事総務部（またはその時々における当該業務の担当部署） 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行東京中央支店および株式会社三菱東京UFJ銀行東京営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、N K S Jひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役ならびに株式会社プライムアシスタンスの取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、それぞれの会社において取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、相続により新株予約権を承継した新株予約権者については、この限りでない。 2 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、N K S Jひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役ならびに株式会社プライムアシスタンスの取締役のそれぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	下記 または の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができる。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

<p>組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>
--------------------------------------	--

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 前記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

3. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

4. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（注）1	発行諸費用の概算額（注）2	差引手取概算額
487,500,000円	1,000,000円	486,500,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成25年7月19日の時価を基礎として算出された見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額および差引手取概算額は減少する。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社の取締役および執行役員、当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、当社の連結子会社である日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員、当社の連結子会社であるN K S J ひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、当社の連結子会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役ならびに当社の子会社である株式会社プライムアシスタンスの取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを目的としており、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、当社は当社取締役および執行役員に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額（新株予約権1個当たりの払込金額に、割当てを受ける新株予約権の個数を乗じたもの）に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬支払債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。また、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社およびN K S J ひまわり生命保険株式会社はそれぞれの取締役および執行役員に対し、または損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社および株式会社プライムアシスタンスはそれぞれの取締役に対し、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社が各社から当該金銭報酬支払債務を引き受けたうえで、当該債務と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。以上の理由から、新株予約権の払込金額の総額に関しては、外部から新たに資金を調達するものではない。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第3期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出。

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年7月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書（第3期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

N K S Jホールディングス株式会社 本店（東京都新宿区西新宿一丁目26番1号）
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。